

役員報酬

社会福祉法人 成蹊会

## 社会福祉法人成蹊会役員報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人成蹊会（以下「成蹊会」という。）の役員の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬)

第2条 成蹊会の役員には、職務を行うために要する報酬として、出席1日につき10,000円を支給する。

### (調整)

第3条 職員が成蹊会の役員を兼ねている場合、その者には、成蹊会役員としての報酬は支給しない。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。